

# ご存知でしょうか？

(健康保険編)

□の中に、○か×でお答えください。

[1問10点]

1	健康保険の被扶養者になれる人の年収は、103万円以下である。	⇒	<input type="checkbox"/>
2	1の年収には、失業保険や障害年金・遺族年金は含まれない。	⇒	<input type="checkbox"/>
3	病院で治療したときの、自己負担の割合は、70歳未満は3割、70歳以上75歳未満は1割である。	⇒	<input type="checkbox"/>
4	病院で支払った金額の1カ月の合計額が高額になった場合に、申請すれば、一定額が戻されることがある。	⇒	<input type="checkbox"/>
5	満75歳以上になると、生活保護を除くすべての人は後期高齢者医療保険に加入する。	⇒	<input type="checkbox"/>
6	産休・育休期間中は、手続きをすれば社会保険料(健康保険・厚生年金保険)は全額免除される。	⇒	<input type="checkbox"/>
7	出産すると、一時金として20万円が支給される。	⇒	<input type="checkbox"/>
8	仕事以外の病気、けがの場合は、会社を休み、給与が支給されない場合でも、補償される制度はない。	⇒	<input type="checkbox"/>
9	介護保険の保険料は、40歳以上65歳未満の間、健康保険料と同時に徴収される。	⇒	<input type="checkbox"/>
10	すべての病気やけがは、健康保険で診てもらえる。	⇒	<input type="checkbox"/>

合計 \_\_\_\_\_ 点 / 100 点

※各制度の原則的なことをクイズにしました。

例外や特例がある場合がございますので、詳しくは社会保険労務士にお問い合わせください。

あなたの職場のトラブル、あっせん申し立てをしてみませんか？

## 社労士会労働紛争解決センター山梨

労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聞くなどしながら、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、低廉に解決（和解の仲介）する機関です。

お問い合わせはこちら

## 山梨県社会保険労務士会

TEL055-244-6064 FAX055-244-6065 ysr@dream.ocn.ne.jp

# 山梨県社会保険労務士会 県民の日無料相談会

令和5年11月19日(日)

## 回 答

1	× 年収130万円未満で被保険者の年収の半分が目安です。
2	× 含まれます。
3	× 平成26年度4月以降70歳になった人は2割(現役並み所得者は3割)、未就学児童も2割です。(未就学児童は、市長村による子供医療費補助制度等があります。)
4	○ 高額療養費制度があります
5	○ 満75歳になると、健康保険(社会保険)、国民健康保険から脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。
6	○ 最長で子が3歳になるまで社会保険(健康保険と厚生年金)の保険料は被保険者分・事業主分とも免除されます。
7	× 50万円です。(出産育児一時金)
8	× 傷病手当金制度があります。 仕事ができないことの医師の証明書など一定の要件を満たす必要があります。
9	○ 加入している医療保険と合わせて徴収されまして、金額はその人の加入している保険の種類、住んでいる地域、収入額等により決められます。
10	× 仕事上・通勤上の病気やけがは、労災保険で診てもらうことになります。

## 山梨県社会保険労務士会では定例の無料相談会を実施しています

☆ 支部の相談会 時間：午前10時～12時、午後1時～4時(予約不要。受付3時迄。日時場所は、変更される場合があります。)

開催日(令和5年度)	場 所	共 催	担当支部
毎月第2・第4日曜日	甲府市役所 4階相談室 a 甲府市丸の内1-18-1	甲府市産業部雇用創生課 055-237-5736	甲府支部
4~12偶数月 第1金曜日	南アルプス市役所 本庁舎 南アルプス市小笠原376	市民活動支援課 055-282-6493	巨摩支部
毎月 第3木曜日 (5、8、10、12月を除く)	富士川町役場 本庁舎 富士川町天神中条1134	富士川町 町民生活課 0556-22-7216	巨摩支部
5月・8月・11月・2月 第3木曜日	身延町中富総合会館 身延町切石360	身延町 総務課 0556-42-2111	巨摩支部
7月7日、9月1日 2月2日	竜王北部公民館 研修室 甲斐市篠原2610	甲斐市市民活動支援課 055-278-1704	巨摩支部

☆ 【予約制】 総合労働相談所(TEL: 055-244-6064)

日 時	場 所	お申し込み方法
日：ご相談のうえ 時間：10:30~16:00	山梨県社会保険労務士会内 甲府市酒折1-1-11 日星ビル2F	受付時間：平日午前9時から 午後5時まで

社会保険労務士は、法律で守秘義務が課されており、相談の秘密は守られます。